

# 個人情報保護条例の見直し等について



地域力創造グループ  
地域情報政策室


# 法改正を受けた個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方

## 個人情報保護法等の改正

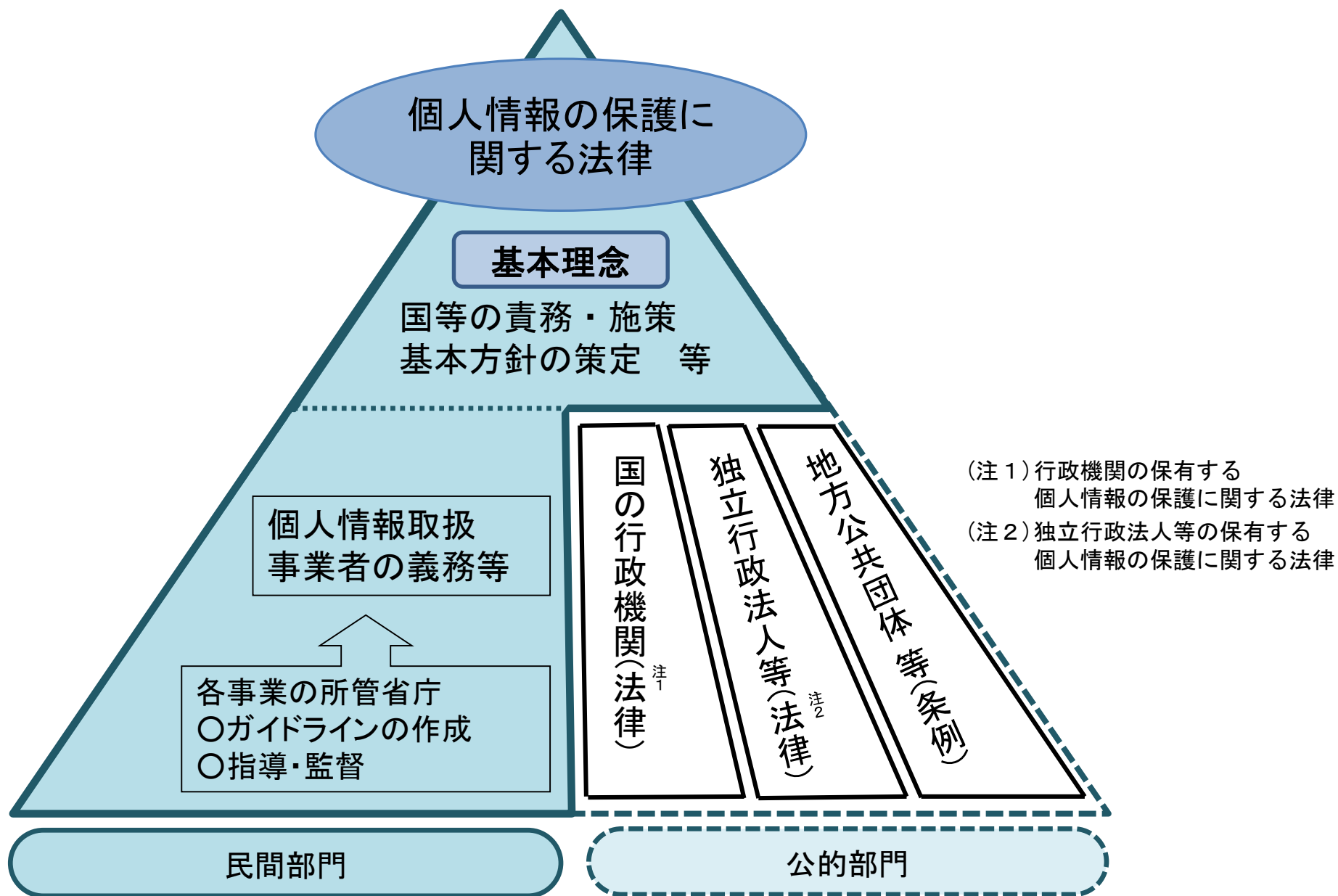
- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

## 個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

- 地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施（個人情報保護法第5条）
- 地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない（個人情報保護法第11条第1項）

 行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当

# (参考) 現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



# (参考) 行政機関個人情報保護法の改正の概要

※平成29年5月30日施行

## ・ 個人情報の定義の明確化

個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等)

## ・ 要配慮個人情報の取扱いの規定

要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

## ・ 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ① 非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
- ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
- ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
- ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

## ・ 非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

# (参考) 国の行政機関における非識別加工情報の作成・提供の仕組み

## 民間事業者

- 不適格な者は除外
  - ・ 過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
  - ・ 過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合 (※)
  - ・ 識別行為の禁止
  - ・ 安全管理措置
  - ・ 契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料の納付

(※) 提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の締結

提供

## 行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
  - ・ 個人情報ファイル簿が公表されていること（外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外）
  - ・ 情報公開請求があれば部分開示されること（全部不開示となる個人情報（事務事業遂行への支障のおそれなど）は除外）
  - ・ 行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査（利用目的、安全管理体制等）
- 非識別加工情報の作成、公表
  - ・ 基準に基づく適正加工
  - ・ 個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

# (参考) 国の行政機関における行政機関非識別加工情報の作成・提供の流れ

Step1 行政機関非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルの選定

Step2 民間事業者等からの提案の募集

Step3 提案の審査、提案者への通知及び契約の締結

Step4 行政機関非識別加工情報の作成及び提供の実施

## 行政機関

提案について審査

- 以下の要件に該当する個人情報ファイルについて、提案を募集 (第44条の4)
- ① 公表される個人情報ファイル簿に掲載されていること (第2条第9項第1号)
- ② 情報公開法に基づく開示請求があったとしたならば、
  - i) 保有個人情報の一部又は全部が開示されるものであること (第2条第9項第2号イ)
  - ii) 意見書の提出の機会を与えること (第2条第9項第2号ロ)
- ③ 事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障を生じるおそれのない範囲内で、加工基準に従い加工を行うことが可能であること (第2条第9項第3号)

- 上記要件に該当する個人情報ファイルについては、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載 (第44条の3)
- ① 提案の募集をする個人情報ファイルである旨 (第44条の3第1項)
- ② 提案を受ける組織 (第44条の3第2項) 等

- 以下の要件について審査
- ① 欠格事由に該当しないこと
- ② 希望する本人の数が対象ファイルの本人の数以下であること
- ③ 加工基準に適合すること
- ④ 事業が新産業の創出等に資すること
- ⑤ 事業の用に供しようとする期間が個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないこと
- ⑥ 安全管理措置等が適切であること等 (第44条の7)

- 意見書提出機会の付与
- 反対の意見書の提出者分を除いて取扱い
  - ※ 意見書の提出の機会を与えるものを対象とする場合 (第44条の8)

- 提案は、以下の事項を記載した提案書等を提出 (第44条の5)
- ① 氏名、住所等
- ② 対象ファイル
- ③ 本人の数
- ④ 加工方法を特定するに足りる事項
- ⑤ 利用目的、事業内容
- ⑥ 事業の用に供しようとする期間
- ⑦ 安全管理措置等

個人情報保護委員会

- 行政機関非識別加工情報等に関する監視・監督等 (個人情報保護法第61条)

所掌事務の処理状況の国会報告 (個人情報保護法第79条)

- 欠格事由は、以下のとおり。 (第44条の6)
- ① 未成年者等、② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、③ 禁錮以上の刑又は行政機関個人情報保護法等により刑に処せられてから2年を経過しない者、④ 契約を解除されてから2年を経過しない者、⑤ 役員が①～④に該当する法人等

提案の募集

- 定期的提案を募集 (第44条の4)

提案

通知

- ※ 基準に適合する場合
- ※ 基準に適合しない場合

- 契約の締結の申出ができる旨等通知 (第44条の7第2項)
- 理由を付して基準に適合しない旨を通知 (第44条の7第3項)

契約の締結

- 契約を締結できる旨の通知を受けた者は、利用に関する契約を締結することができる (第44条の9)

手数料の納付

- 実費を勘案して政令で定める額を納付 (第44条の13)

作成

- 適正加工義務 (第44条の10)
- 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置 (第44条の15)
- ※ 受託者にも準用

提供

- 行政機関非識別加工情報を作成したときは、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載
- ① 行政機関非識別加工情報の概要
- ② 提案を受ける組織
- ③ 提案することができる期間 (第44条の11)

## 行政機関非識別加工情報取扱事業者

## 《個人情報保護法関係》

- 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)【H29.5.30改正施行】
  - ↳ ○「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号)【H29.5.30改正施行】
    - ↳ ○「個人情報の保護に関する法律施行規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)【H29.5.30施行】
      - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」【H28.11.30告示】
        - ↳ ●「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」【H29.2.16公表】
        - ↳ ●「個人情報保護委員会事務局レポート:匿名加工情報「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」」【H29.2.27公表】

## 《行政機関個人情報保護法関係》

- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)【H29.5.30改正施行】
    - ↳ ○「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第548号)【H29.5.30改正施行】
      - ↳ ○「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則」(平成28年総務省令第19号)【H29.5.30施行】
      - ↳ ○「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年個人情報保護委員会規則第1号)【H29.5.30施行】
        - 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」【H29.3.31告示】
- (参考)「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」【H16.9.14通知】



## (参考) 今回の法改正を踏まえたこれまでの助言・情報提供

- 「個人情報の保護に関する法律の改正案の閣議決定について(情報提供)」(H27.3.10事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」(H27.9.11事務連絡)
- 「行政機関個人情報保護法改正法案の閣議決定について(情報提供)」(H28.3.8事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正について(情報提供)」(H28.5.27事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正、個人情報の保護に関する法律施行規則の制定等について(情報提供)」(H28.10.5事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更について(情報提供)」(H28.10.28事務連絡)
- 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の策定について(情報提供)」(H28.11.30事務連絡)
- 「「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の閣議決定について(情報提供)」(H28.12.20事務連絡)
- 「「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」の一部改正等について(情報提供)」(H29.2.15事務連絡)
- 「個人情報保護委員会事務局レポートの公表について(情報提供)」(H29.2.28事務連絡)
- 「「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」の制定等について(情報提供)」(H29.3.31事務連絡)
- 「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」(H29.5.19地域力創造審議官通知)



# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会

## 趣旨

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催する。

## スケジュール

平成28年 9月23日(金) 第1回検討会 開催  
11月28日(月) 第2回検討会 開催  
平成29年 1月31日(火) 第3回検討会 開催  
3月7日(火) 第4回検討会 開催  
3月29日(水) 第5回検討会 開催 → 平成29年5月19日報告書公表

## 構成員

※敬称略、50音順

伊藤昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長  
宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (座長)  
大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長  
岡村久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授  
佐藤一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授  
田中延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長  
野中正人 山梨県富士川町政策秘書課長

(オブザーバー)  
個人情報保護委員会事務局  
行政管理局情報公開・個人情報保護推進室  
情報流通行政局地方情報化推進室  
統計局統計調査部調査企画課

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書 (H29.5.19公表) 概要①

## 1. 背景

- ・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。
- ・個人情報定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法(行個法)等改正法が公布された。
- ・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

## 2. 基本的な考え方

- ・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。
- ・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

### (1) 個人情報の定義の明確化

- ・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- ・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
- ・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

### (2) 要配慮個人情報の取扱い

- ・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等(つづき)

### (3) 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・非識別加工情報の仕組みを導入すること適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。
- ・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

### (非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
- ・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

### (今後の課題)

- ・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

# 「個人情報保護条例の見直し等について」(平成29年5月19日 地域力創造審議官通知) の概要

## 1 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報保護法(以下「行個法」という。)等と同じ定義にすることが適当。
- 個人情報に他の情報との照合(行個法と同様、照合の容易性を要件とはしない)により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当。
- 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、その取扱いについては、行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

- 要配慮個人情報の定義には、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当。
- 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当。
- 要配慮個人情報の収集制限については、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、収集制限については行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

## 3 非識別加工情報の仕組みの導入

- 民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当。
- 地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聴くことが適当。

## 3 非識別加工情報の仕組みの導入(続)

- 個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は諮問に応じ審議し、意見を述べるができることとすることが適当。
- 小規模団体における専門的知識を有する構成員の確保については、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得る。
- 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当。
- 既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することも考えられる。
- 一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。
- 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集し、事前相談時に、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。
- 当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

## 4 その他

- 罰則 ○ オンライン結合 ○ 地方独立行政法人に係る取扱い
- 一部事務組合及び広域連合 ○ 情報公開条例の見直し

※「条例改正のイメージ」を参考資料として添付

## 関連する閣議決定の記載①

「個人情報保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定/平成28年10月28日変更）

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

地方公共団体が保有するパーソナルデータが適正かつ効果的に活用され、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活が実現するよう、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る。



## 関連する閣議決定の記載②

「官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）

### Ⅱ－1－(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第19条関係】

（分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策）

・地域におけるデータ利活用の環境整備

- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- このため、**地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。**
- これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。

【参考】官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

（国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等）

第十九条 国は、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、官民データ活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

# 関連する閣議決定の記載③

「規制改革実施計画」 (平成29年6月9日閣議決定)

## Ⅱ-5 投資等分野

### (2) ② 官民データ活用

#### 5 地方自治体等の保有するデータの活用

##### (規制改革の内容)

- a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、**当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。**
- b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、**地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。**
- c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。
- d (略)

##### (実施時期)

- a: 意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論
- b: 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論
- c,d: 平成29年上期措置



# (参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)の概要

**目的** インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

## 第1章 総則

◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）

- ※1 電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
- ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。

### ◆ 基本理念

- ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
- ②**自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
- ③**官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
- ④官民データ活用の推進に当たって、
  - ・**安全性及び信頼性の確保**、国民の**権利利益**、**国の安全**等が害されないようにすること（3条4項）
  - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**（3条5項）
  - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**（3条6項）
  - ・**多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**（3条7項）
  - ・**AI、IoT、クラウド**等の先端技術の活用（3条8項）

- ◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）
- ◆ 法制上の措置等（7条）

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

## 第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆ 地方公共団体への協力（27条）

## 附則

- ◆ 施行期日は公布日（附則1項）
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

# 【地方公共団体向け相談窓口】

総務省自治行政局地域情報政策室

[tiikijouhou@soumu.go.jp](mailto:tiikijouhou@soumu.go.jp)